

平成23年(ワ)第1291号,平成24年(ワ)第441号,平成25年(ワ)第516号,平成26年(ワ)第328号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1418名

被告 四国電力株式会社

準備書面(80)

伊方3号機の非公益性

2020(令和2)年 9月 17日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 薦 田 伸 夫

弁護士 東 俊 一

弁護士 高 田 義 之

弁護士 今 川 正 章

弁護士 中 川 創 太

弁護士 中 尾 英 二

弁護士 谷 脇 和 仁

弁護士 山 口 剛 史

弁護士 定 者 吉 人

弁護士 足 立 修 一

弁護士 端 野 真

弁護士 橋 本 貴 司

弁護士 山 本 尚 吾

弁護士 高 丸 雄 介

弁護士 南 拓 人

弁護士 東 翔

訴訟復代理人

弁護士 内 山 成 樹

弁護士 只 野 靖

弁護士 中 野 宏 典

## 第1 伊方3号機の非公益性と差止請求権の成立要件

### 1 仮処分事件で示された判断基準

伊方原子力発電所3号機（以下「伊方3号機」という。）の運転差止請求権の成否の判断において、伊方3号機の運転には公益性が認められない事実を判断要素から除外することは適切ではない。この点は準備書面（70）で指摘したが、重要な点であるので更に補足する。

本件訴訟を本案とする仮処分事件の即時抗告審決定（高松高裁決定平成30年

11月15日(甲388))は、「原告人らの生命及び身体に対する妨害予防のため伊方3号機の差止の当否を検討するにあたり、エネルギーの供給安定性、経済性及環境性という原子力発電の公共性及び公益上の必要の有無及び程度は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないというべきである。」とし、他方で「原告人らは、福島第一原発事故後の稼働状況を見れば、原子力発電所の必要性は著しく低いというべきであり、それだけで運転の差止めが認められるべきであるとも主張するが、人格権に基づく妨害予防請求権としての差止請求である以上、その差止要件を充足しない場合には差止の余地はなく、原子力発電所の電力供給源としての必要性の高低のみで、差止の当否が決まるものでないことは明らかである。」と判示し、伊方3号機の公益性の有無、程度の問題を判断要素から除外して抗告を棄却した。

高松高裁決定の判断基準は、原決定(松山地裁決定平成29年7月21日(甲387))の判断基準をそのまま踏襲したものといつてよい。原決定によると、「上記の侵害行為の態様及び侵害の程度並びに被侵害利益の性質及び内容からすれば、債権者等の生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険がある場合には、伊方3号機の運転を継続することは債権者らの受忍限度を超えるものとして違法性を有するというべきであり、エネルギーの供給安定性、経済性及び環境性という原子力発電の公益性及び公益上の必要性の有無及び程度は、上記違法性の判断に影響を与えないというべきである。」とし、他方で「債権者らは、福島第一原発事故後の稼働状況を見れば、原子力発電所の必要性は著しく低いというべきであり、それだけで運転の差止めが認められるべきであるとも主張するが、原子力発電所の電力供給源としての必要性の高低は、その求められる安全性の内容を左右するものとは解されないから、採用の余地がない。」と判示し、伊方3号炉の公益性の有無、程度を判断要素から除外したうえで申立てを却下した。

しかし、高松高裁決定、松山地裁決定の判断基準には、自己矛盾と論理の飛躍があり、差止請求権の成立要件の解釈を誤ったものというべきである。

## 2 高松高裁決定、松山地裁決定の誤り

両決定の判断基準からすると、伊方3号機の運転に公益性が存在する場合でも、伊方3号機の事故から周辺住民の生命、健康の安全を守る観点から、社会的に容認される事故発生の危険性の水準の程度はいささかでも緩和されるものではなく、その意味で公益性の存在やその程度は結論に影響しない（判断要素から除外される）ということになる。人格権の優位を前提として法解釈論を構成する以上、そうならざるをえない。そして、両決定の判断基準の趣旨がその範囲にとどまるのであれば、その論旨に矛盾や論理の飛躍はなく、適切である。ところが、両決定はその論旨を更に拡張し、伊方3号機の運転に積極的な公益性がない場合でも、その点は差止請求権の成否の結論に影響を与えることはなく、社会的に容認される事故発生の危険性の水準はいささかも厳格化されることはない（社会は伊方3号機の稼働を受け入れなければならない）というのである。これは、判断基準の前提としたはずの人格権優位の法原則と矛盾しており、論理に飛躍があることは明らかである。伊方3号機の運転に公益性がない場合、その相関においてより高度の安全性が担保されなければ運転は許されないと解釈しなければ首尾一貫しない。両決定には、伊方3号機の非公益性という要素をことさら考慮要素から除外するという法解釈の誤りがあり、この点の誤りが結論に影響したものであるべきである。

## 3 福島原発事故以前の裁判例

福島原発事故以前の裁判例でさえも、以上の点を正当に判示したものがある。女川原子力発電所運転差止請求訴訟の控訴審である仙台高裁平成11年3月31日判決(判例時報1680号 48頁～49頁)は、次のように判示した。

「原子力発電所の危険性の有無を判断するに当たっては、原子力発電所の事故の深刻さという特殊性を念頭に置き、他の社会的な事故との比較においても、十分に安全側に立った慎重な認定・評価をする必要があるということは否定できない。同様に、原子力発電所の事故の深刻さを前提として、原子力発電所の危険性

と必要性の兼ね合いについてみると、当該原子力発電所が周囲の住民等に具体的な危険をもたらすおそれのある場合には、いかにその必要性が高くとも、その建設・運転が差し止められるべきことはいうまでもない。また、逆に、以上の原子力発電所の特殊性にかんがみ、当該原子力発電所の必要性が著しく低いという場合には、これを理由としてその建設・運転の差止が認められるべき余地があるものと解するのが相当である。」

上記両決定に比べると、この判決が人格権の優位という法原則に忠実であり、論旨が一貫していることは明らかである。両決定は、福島原発事故の後になされたにもかかわらず、人格権の優位という法原則から出発しながら、論旨を拡張して人格権を劣後させるという自己矛盾をあえておかし、福島原発事故以前の司法判断よりも後退してしまった。福島原発事故の惨禍をふまえた司法判断を望む国民の信頼を損ねるもので、誠に遺憾なことである。

#### 4 本準備書面の内容

伊方3号機の運転には公益性がないことは準備書面(70)・109～110頁で指摘したとおりであり、公益性がないのに極めて危険な原発を運転することは許されず、少なくとも高度の安全性が担保されない限り伊方3号機の稼働を許容することは許されず、差止請求権が成立するというべきである。以下では、公益性がないことについて更に補足する。

#### 第2 伊方3号機の非公益性

##### 1 原子力発電の電源としての必要性が乏しいこと

端的な事実として、伊方3号機を含み原発の大半が停止している現状でも、電力不足に陥ることがない。これは、毎年確認されていることである。その大きな理由は、日本のエネルギー消費の減少(自然減および省エネによる)が進んでいることにある。今後も人口減少などの中長期的トレンドにより、日本の電力供給(消費)量は着実に下降していくと推定される。

##### 2 原子力発電には他の電源と比較しての優位性がないこと

(1) 原子力発電は、他の発電手段と比較して優位性がない。優位性を評価する基準は、供給安定性(energy security)、経済性(economy)、環境保全性(environment)の「3E」、そして、十分な安全性(safety)である。さらに、原子力発電が達成すべき固有の条件として、セキュリティ(security)つまり、犯罪・破壊工作・軍事攻撃などに対する防護が十分なこと、セーフガード(safeguard)つまり軍事転用できないよう監視されていることがある。原子力発電が達成すべき重要な基準は「3E+3S」である。

(2) 原子力発電は、それを推進する立場から、3E、即ち、供給安定性、環境保全性、経済性に優れるとされ、ここから原子力発電の拡大の必要性が語られ、推進のために多くの政策が正当化された。しかし、福島原発事故により、安定供給性、環境保全性、経済性のいずれもがことごとく否定された。安定供給性についてみると、福島原発事故により被災地域である東京電力管内や東北電力管内で数カ月にわたり深刻な電力不足が発生した。安定供給はあっけなく破綻したのである。また、停止した原発の再稼働について立地地域住民の同意が得られないため、電力供給力の余裕が乏しい状態が続いている。事故・災害・事件などが起きれば原発は多数が一度にダウンし、運転再開までに時間がかかるので、電力供給の不安定を招きやすいという脆弱さが浮き彫りとなった。原子力発電は主要エネルギーの中で、実績面において最も安定供給性が劣ることは明らかである。

環境保全性の観点からみると、原子力発電はエネルギー1単位を生み出す際の有害化学物質排出量及び温室効果ガス排出量が火力発電よりも少ないといえる。しかし、その一方で原子力発電は、事故による放射線・放射能の環境への大量放出のリスクを内包し、また各種の放射性廃棄物を生み出す。両者のどちらがより深刻であるかは、福島原発事故により決着済みである。

経済性については、原子力発電の発電コスト、社会的コストは国家、国民に甚大な負担を与えていることは後述するとおりである。福島原発事故によって、原子力発電を推進する根拠とされた原子力発電の優位性は全て否定された。

### 3 使用済み核燃料の保管、処理と事故の危険性の増大

伊方3号機の運転によって発生する使用済み核燃料の危険性は、準備書面（11）、準備書面（24）で述べたが、更に以下のとおり補足する。

#### (1) プルサーマルと MOX 燃料

わが国は、使用済み核燃料の処理方法として、核燃料サイクル政策をとっている。これは、原発から出た使用済み核燃料を青森県六ヶ所村の日本原燃の工場で再処理し、取り出したウランとプルトニウムを「ウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX）燃料」に加工して、既存の原発で再利用する計画であり、「プルサーマル」と呼ばれる。伊方3号機は、プルサーマルに対応できる原発として位置づけられており、2020年1月、日本の原発で初めて、プルサーマル後の使用済み MOX 燃料が、伊方3号機から取り出された。しかし、使用済み MOX 燃料の行き場は決まっておらず、原子炉建屋内の使用済み燃料プールで冷やしながらか保管するしかない。使用済み MOX 燃料が通常の使用済み核燃料と同等の発熱量となるのに300年以上かかる(甲578)。福島第1原発事故のように停電になると冷却できなくなり、重大事故を招く恐れがある。原子力規制委員会は、原発内のプールで長期間、保管することに懸念を示し、更田豊志委員長は記者会見で「安全上の観点から言えば、いたずらに多くの（使用済み MOX 燃料の）集合体が保管される状態というのは好ましくない」と指摘している。しかも、冷やし続けた後の使用済み MOX 燃料の行き先は決まっていない。使用済み MOX 燃料の再処理は、六ヶ所村再処理工場では技術的にできず、第2再処理工場で行うことになっているが、目途はたっていない(甲578)。世界的にみても、使用済み MOX 燃料の再処理は、フランス、ドイツ、日本、ロシア、英国で試験的に行われた実績はあるが、大量処理された実績はない。このため原発を抱える自治体は「使用済み MOX 燃料が原発内に永久に保管され続けるのではないかと」懸念を抱いているのが現状である。政府と電力会社が、原発から出た使用済み核燃料だけでなく、プルサーマル後の使用済み MOX 燃料の処分の見通しのない状態で伊方3号機の

運転を認めることは公益に合致することではない。

## (2) 乾式貯蔵

被告四国電力は、使用済み燃料について乾式貯蔵施設を計画している。これは、使い終わって約15年間プールで冷やした核燃料を「キャスク」と呼ばれる円筒状の金属製容器に入れて空気で冷やし、1200体まで保管できる。2021年11月に着工し、2024年度内の運用開始を目指している。被告によると、一時的な保管が目的で、使用済み核燃料は最終的に再利用のため日本原燃の再処理工場（青森県六ヶ所村）に運ぶ計画というが、計画実現の見通しはたっていない。乾式貯蔵は冷やすのに電気を使わないので、災害で停電になっても核燃料の冷却が止まって溶け出す危険性がプールでの冷却より低いとされている。伊方原発のプールで保管できる使用済み核燃料は最大2249体で、運転が続けば2026年ごろに満杯になる見通しだが、乾式貯蔵施設が完成すれば、さらに約20年分の余裕が生まれるとされる。しかし、再処理工場が実際に稼働する見通しが無いのに、伊方原発の乾式貯蔵施設での保管が常態化すれば、事実上の最終処分地となることが懸念される。原子力規制委員会は2020年6月24日、被告が計画する乾式貯蔵施設の安全対策について、新規制基準を事実上満たすと判断した。しかし、使用済み核燃料を再利用する国の核燃料サイクル政策が破綻していることは上記のとおりであり、乾式貯蔵施設での使用済みMOX燃料の保管は想定されていない。

(3) 以上のとおり、伊方3号機を運転することにより、使用済み核燃料や使用済みMOX燃料の量が増大し、増大した使用済み燃料を伊方原発敷地内に保管することにより、伊方原発敷地がそのまま事実上の最終処分地となってしまう恐れが大であるから、運転すればするほど、放射性廃棄物が環境に放出される事故の危険性が増大することとなり、その危険性は社会的に許容できない。

## 4 使用済み核燃料の処理と莫大な国民負担

使用済み燃料を再処理する核燃料サイクル計画が、事故の危険性を増大させる



ことは上記のとおりであるが、それ以外にも再処理費用は、電気料金に転嫁されて莫大な国民負担をもたらしている。2003年の政府の試算では、再処理を含めた核燃料サイクルの総事業費が1兆8800億円と示された。しかし、この試算は、六ヶ所村再処理工場での40年間3万2000トンの再処理コストを対象としているだけで、原発から発生する使用済み核燃料の半分の量に過ぎない。また、使用済みMOX燃料の再処理、処分の費用が対象とされていない。伊方3号機の運転により生じた使用済みMOX燃料を再処理する場合、そのための再処理施設が必要となり、それに伴う費用が必要となる。しかし、「MOX燃料の再処理は、まだ具体的な事業としてはスタートしていない。六ヶ所再処理工場は、サイクル1周目にあたるウラン燃料の「使用済燃料」を再処理する予定とされており、使用済MOX燃料を扱う予定はない」（資源エネルギー庁HP）。かように、使用済み燃料を再処理する費用は、1兆8000億円にとどまるものではなく、今後、膨張し続けることは明らかであり、それは全て電気料金として国民負担となる。伊方3号機を運転することは、この国民負担をますます増大させることを意味する。

国や電力会社は、原発は発電中に二酸化炭素を出さないクリーンエネルギーであると喧伝しているが、原発は、ウランの採鉱、精錬、濃縮・加工、原発や再処理施設の建設、廃棄処分等の過程で大量の二酸化炭素を放出し地球温暖化対策に役立たない上、運転することにより100万年にわたって人間の生活環境から隔離しないとイケない膨大な量の放射性毒物を作り続けるものであって、国や電力会社の上記喧伝が事実と反したものであることは明らかである(小出裕章「終焉に向かう原子力と温暖化問題」(甲579))。

## 5 労働者被曝

現在、原子力発電所で働く作業員の累積被曝線量の限度は、法令により、通常時には年間50mSvかつ5年間で100mSvを超えてはならないが、緊急時には250mSvまでの被曝が許容され、現在、福島原発事故の作業員に適用されてい

る。日本でこれまでに何人の原発労働者が被曝が原因で死亡してきたかを推計すると、1970年～2008年までに160人～320人が癌で死亡しており、今後、毎年4人～8人が晩発性放射線障害により死亡することになる。原発労働者の生命と引き換えに原子力発電所は運転されているのである。しかも、被曝労働者全体の中の電力会社の社員の割合は7分の1程度にすぎず、社員の被曝は他の労働者よりも低い割合である。原子力発電所の中だけではなく、ウランの鉱山や使用済み燃料の再処理工場においても、大勢の労働者が放射線を浴びながら働いている。労働者の被曝なくして、原子力発電所の運転は不可能である。(竹田恒泰「これが結論！日本人と原発」(甲580)174頁～181頁)。原子力発電所を運転することは、不慮の事故が起こらなくとも多重下請けの末端の労働者を被曝させ、そのうち、一定数の労働者の生命を犠牲にすることを意味する。原発労働者に被曝の犠牲を押しつけながら、国家と他の国民が利益を享受する産業は不公正であり、公益に合致するものではない。

## 6 温排水

伊方3号機では、原子炉内で発生した熱エネルギーのうち電気エネルギーに変わるの約3割で、残りの約7割の熱エネルギーは、原発の中に引き込んだ海水を温排水にして瀬戸内海に捨てている。この発電効率は火力発電より劣っており、当然、火力発電所よりも温排水の温度上昇は高く、その量も多い。温排水は、もとの海水と同じではない。第1に、温度が急上昇している。第2に、容存酸素量が低下している。第3に、復水器ポンプやこし網を急激に流れるため機械的な運動が加えられる。第4に、冷却管内の付着生物を殺すために塩素などの物質を加えている。第5に、低放射能廃液が混入している。第1から第4の要因によって温排水中のプランクトン、魚卵、小生物の多くがダメージを受ける。温排水は周囲の海水よりも7度～9度C温度が高いため、海面に層をなして温水塊として拡散する。周辺海域の生態系、沿岸漁業資源への影響が懸念され、長期にわたって監視する必要がある(水戸巖「原発は滅びゆく恐竜である」(甲583)47頁)。

## 7 平常運転時の液体廃棄物・気体廃棄物の放出

原子力発電所は、平常運転時でも気体廃棄物、液体廃棄物として放射能を環境中に放出する。原発は放射能を環境に放出することを前提として運転される。放射線被曝は、どのような少量でも危険であり、これ以下なら安全という「しきい値」は存続しない。「低線量内部被曝の脅威－原子炉周辺健康破壊と疫学的立証の記録（緑風出版）」によると、全米3000余の郡のうち、各施設に近い約1300郡に住む女性の乳がん死亡リスクが極めて高いことを立証した。多くの疫学調査の結果、低線量被曝が晩発性障害をもたらすリスクが明らかにされている（竹田恒泰「これが結論！日本人と原発」（甲580）・148頁～156頁）。

## 8 伊方3号機の経済性

伊方3号機を運転することは四国電力の事業として経済性がないだけでなく、国民経済の観点からも経済性がない。大島堅一教授の意見書（甲581の1）、同教授の著書「原発のコスト」（甲284）、論稿「原子力の経済性」（甲581の2）により説明する。

### (1) 社会的費用を考慮する必要性

原子力発電の費用には、発電に直接要する費用の他に、社会が負担している費用（社会的費用）がある。発電に直接要する費用とは、建設費（資本費）、運転維持費、燃料費などであり、電力会社が負担して電気料金に転嫁される。社会的費用とは、電力会社は負担せず、社会が原子力発電を受容することにより国民負担となる費用である。社会的費用には、事故リスク対応費用と政策経費がある。福島原発事故後、社会的費用についても考慮する必要があることが政府でも認識されるようになった（甲581の1（10頁）、甲581の2、甲284（96頁～101頁））。

### (2) 事故リスク対応費用

事故リスク対応費用とは福島原発事故によって生じた費用総額であり、その額は推計年次が後になるほど増大しており、2016年時点の政府推計では総額は21.5兆円以上である（甲581の1、11頁）。内訳である賠償、廃炉・汚染

水対策費用は今後、増大するであろうし、内訳に含まれていない費用（除去土壌・廃棄物の最終処分費用、燃料デブリの処分費用、帰還困難区域の除染費用、復興事業費用等）があることから、21.5兆円では収まらず、30兆円以上になると考えられる（甲581の1，13頁）。これらの費用は、国家財政を通じて国民負担となる。原発事故による経済的悪影響は甚大極まりなく、社会全体として到底許容できない。原子力発電によって得られるものは、他の電源によっても生み出すことが可能な電気にすぎないことを考慮すると、事故費用だけをとりても、原子力発電は得られる利益に不釣り合いな被害をもたらす（甲581の1，13頁）。

### (3) 政策経費

政策経費とは、電源三法交付金と研究開発費であり、いずれも国家財政から支出される。電源三法交付金とは、いわゆる立地対策費用であり、電源三法に基づく原発が立地する自治体への交付金を中心である。この交付金は、地元自治体の反対を抑える役割を果たし、この交付金なくして原発を受け入れる自治体はなく、日本の原子力政策を支えるシステムである。研究開発費用とは、日本原子力研究開発機構の運営費などであり、高速増殖炉もんじゅの研究開発費が典型であるが、ウランに使用済核燃料から取り出したプルトニウムを混ぜたMOX燃料を軽水炉で使うプルサーマルへの反対を抑えるための「核燃料サイクル交付金」もある（甲284，106頁、109頁）。政策経費は国家財政から支出されるが、火力、水力のための政策経費はほとんどないので、原子力発電のための制度であり、「隠れた補助金」である。国民からすれば負担が大きいにもかかわらず、それが見えにくく、特定技術への補助金投入を続けることは国民経済的には不合理な産業が生き残ることになる（甲581の1，15頁、16頁）。

### (4) 伊方3号機の発電コスト

ア 発電コストは、発電に要する費用を発電電力量で除して求める（甲581の1，27頁）。四国電力における原子力発電の発電単価は、福島原発事故の20

11年度を境に、水力、火力と比較して事業性がないほど非常に高い電源となった。これは、事故後の安全対策工事費用の増大と運転停止による発電量の減少によるものである。安全規制は今後も強められる可能性が高く、そのたびに停止を余儀なくされるので、発電電力量が福島原発事故以前よりも少なくなると考えられる。更に、司法判断による停止、事故やトラブルによる運転期間中の停止の可能性がある、これらが発電コストの上昇に寄与する（甲581の1，27頁～28頁）。

#### イ 伊方3号機の将来の発電単価

伊方3号機に福島原発事故後、必要になった安全対策を講じ、残りの運転期間を発電するという現実的想定のもとでコスト評価をすると、政策経費を除いた場合でも、設備利用率70%で16.0円/kWh、80%でも14.6円/kWhとなり、経済性は失われている。政策経費を加えれば更に発電単価は高くなる（甲581の1，30頁）。

#### ウ 運転期間全体でみた伊方3号機の発電単価

運転期間40年間全体で伊方3号機がどの程度の経済をもっているのかを評価すると、やはり、発電電力量の減少と追加的安全対策費の及ぼした影響が大きく、経済性があるとはいえない（「意見書」33頁、34頁）。

エ 結論として、原子力発電所の事故が起こった場合の社会的費用は莫大であり、民間企業である四国電力が負担できるものではないこと、福島原発事故以前の段階でも原子力発電は特に経済性に優れているとはいえなかったが、同事故後は安全対策や長期停止の影響で発電単価が上昇していること、伊方3号機についてみると、追加的安全対策費と停止期間の長さにより、発電単価は非常に高くなっており、四国電力にとって原子力発電事業を行うことに意味を見いだせないこと、更に、放射性廃棄物の処分や廃止措置には莫大な費用と膨大な時間を要し、その負担や社会的費用を考慮すると、伊方3号機を運転することの国民経済上の合理性はない（甲581の1，35頁）。

### 第3 結論

#### 1 原発の特殊な危険性

上述した高松高裁決定(甲388)は、原発の特殊な危険性について、「発電用原子炉施設は、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものである。そして、当該放射性物質は、使用済核燃料として原子炉内から取り出された後も、長期間にわたり原子核崩壊を繰り返すことにより、高エネルギー(崩壊熱)及び放射線を発生し続けるのであって、原子炉施設は、このような使用済核燃料をも多量に保有するものである。人体は、有意な量の放射線、すなわち、人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝した場合、その生命、身体に対する影響は、重大かつ深刻なものとなり、しかも、その効果は不可逆的に生じる。すなわち、①放射線による被害は、被曝者本人に現れる身体的影響と被曝者の子孫に現れる遺伝的影響があつて、これらは基本的に回復不可能な甚大なものであること(不可逆性、甚大性)、②放射性物質が極めて広範囲、場合によっては地球規模にまで及びかねないものであること(広範囲性)、③燃料棒の反応によって生じるプルトニウム239の半減期が2万4000年とされているなど、長期間継続して被害が回復しないこと(長期継続性)といった特性を有している。他方で、放射性物質の原子核崩壊の過程を制御する方法及び環境中に放出された放射性物質を効果的かつ効率的に除去する方法は現在のところ存在していない。より具体的にいうと、発電用原子炉の事故の場合には、即座に制御棒を挿入することにより運転を「止める」ことが出来たととしても、その後も崩壊熱を発生し続けるから、冷却水を循環させるなどして冷却を継続できなければ「冷やす」機能が喪失して燃料棒が溶解し、炉心熔融等に至る危険を内包する。また、放射性物質の拡散を防ぐことが出来ず、「閉じ込める」機能が喪失すると、極めて広範囲に放射性物質が拡散され、事態の進展に伴ってますます放出が拡大する危険

性が存する。このように、発電用原子炉の事故は、複数の対策を成功させなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる特性がある。」(47～49頁)と正当に判示している。

## 2 科学技術の利用は公益性が前提

### (1) 東京高判

東海第二原発についての東京高判平成13年7月4日(判時1754号46～47頁)は、「科学技術を利用した各種の実用機械、装置等にあつては、程度の差こそあれそれが常に何らかの危険を伴うことは避けがたい事態ともいふべきところであり、ただ、その科学技術を利用することによって得られる社会的な効用、利便等との対比において、その危険の内容、程度や確率等が社会通念上容認できるような水準以下にとどまるものと考えられる場合には、その安全性が肯定されるものとして、これを日常の利用に供することが適法とされることとなるものと解すべきである。この理は、原子炉施設における安全性の問題についても基本的に異なるところはないものというべきである」と判示している。

### (2) 被告の主張

被告も、「およそ科学技術を利用した現代文明の利器はすべて、その効用の反面に、危険発生の可能性を内容しており、その危険が顕在化しないよう、如何に適切に管理できるかが問題である。」(平成27年4月6日付「被告の主張について」・6頁)と主張している。

### (3) 小括

従って、科学技術の利用は、その公益性(社会的な効用、利便等)が前提となっていることに異論はないものと思われる。

## 3 公益性のない原発の運転

上述したように、伊方3号機に公益性はなく、その運転の前提そのものが認

められない。伊方3号機にも、上記高松高裁判示の他の科学技術とは質的に異なる事故の不可逆性・甚大性、広範囲性、長期継続性が認められるのであるから、そのような事故の危険を原告らが受忍しなければならない道理はない。

従って、公益性の認められない伊方3号機の運転は差し止められるべきであるし、仮に然らずとしても、高度な安全性が担保されない限り、伊方3号炉の運転は認められない。

以上